

事業主の
みなさまへ

7月1日~7日は全国安全週間、6月は準備期間です。

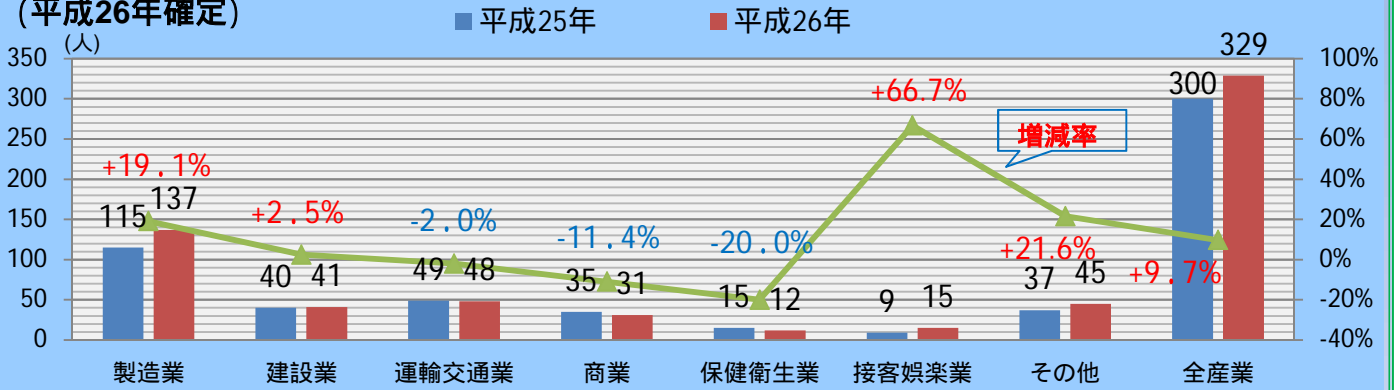
ストップ・労働災害！

労働災害の防止に取り組みましょう。

H27.6 筑西労働基準監督署

筑西労働基準監督署管内の労働災害発生状況

(平成26年確定)



筑西労働基準監督署管内において、平成26年に発生した労働災害(死亡含む休業4日以上)は329件と、前年に比べ9.7%増加しました。

建設業、運輸交通業は、ほぼ横ばい、**製造業**で大きく増加、**製造業**の労働災害発生件数が、**県内8監督署で最も多い**という結果でした。

平成27年は、5月末現在、建設業(10件 8件)、商業(14件 11件)、接客娯楽業(6件 2件)で去年同期と比較し減少していますが、**製造業(40件 46件)、運輸交通業(14件 16件)、保健衛生業(4件 6件)**で増加しています。

全国安全週間 スローガン

「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」
労働災害ゼロの職場をめざし、総点検を実施しましょう！

事故の型別では、「**はさまれ・巻き込まれ**」、「**墜落・転落**」、「**転倒**」の順で多く発生し、平成26年は、この3つで全体の約62%を占めています。

筑西署管内で平成26年に交通労働災害による死亡災害はありませんが、茨城県全体の死亡災害で、「**墜落・転落**」(11件)の次に多いのが「**交通労働災害**」(7件)です。

墜落・転落災害、**はさまれ・巻き込まれ災害**、**交通労働災害**、**転倒災害**防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！

4つの
重点

墜落・転落災害

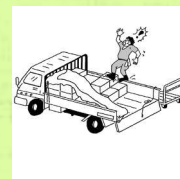
はさまれ・巻き込まれ
災害

交通労働災害

転倒災害

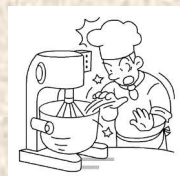
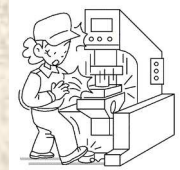
墜落・転落災害防止対策

- 1 的確な足場、手すりの設置により墜落防止対策がされているか、親綱等を設置し安全帯の使用が可能か、はしごや脚立が適切に使用されているか、設備の点検、使用方法をチェックしましょう。
手すりの下からの墜落を防止する中さん等の有無も確認、改善すべき点があれば改善し、作業を開始しましょう。
スレート屋根踏み抜きによる災害にも注意しましょう。(作業を行う場合は、必ず歩み板、安全ネットを設けた上で作業しましょう。)
建設業でも、はしごや脚立からの墜落災害が少なくありません。すべての業種で、はしごや脚立からの墜落災害に注意しましょう。
- 2 安全帯使用の安全ルールを遵守させましょう。
- 3 道路貨物運送業では、トラックの荷台、ステップ等からの墜落災害が最も多いです。
保護帽の着用、安全帯の使用や、つまづかないよう足元を安全に、荷台、運転席から飛び降りない、「あたり」に足をかけて作業しない、背中を荷台の外側に向けないこと等、指導しましょう。
荷主等において、運転手が安全に昇降できる、安全帯の使用を容易にできる墜落・転落防止のための設備(昇降設備、安全帯取付設備)の設置が望まれます。



はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

- 1 巻き込まれるおそれのある危険な箇所にはカバー等を設けましょう。
- 2 プレスなど機械の加工箇所に手など身体の一部が入らないよう囲い、覆い等を設け、使用する安全装置が有効に機能することを確認した上で使用させましょう。作業には、安全装置が有効に機能保持した状態で作業するよう指導しましょう。
- 3 非常作業時のマニュアルを策定し、機械の点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止した上で行わせましょう。
その場合には、表示板を表示する等により不用意に他の者が作動させることを防止する措置を講じましょう。
- 4 非常作業時の機械停止や はさまれ防止の用具の使用など、非常作業時のマニュアルを含めた安全教育を励行しましょう。
- 5 車両系建設機械、フォークリフトなど車両系荷役運搬機械などによるはさまれ、激突災害防止のため、危険な範囲に立ち入らせないようにしましょう。



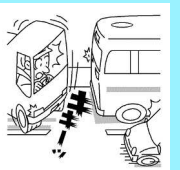
転倒災害防止対策

- 1 4S(整理・整頓・清潔・清掃)の徹底による床面の油汚れや水漏れ、障害物の除去をしましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がないようにしましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものを着用し、走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止しましょう。
- 6 STOP! 転倒災害 プロジェクト2015 の取組として、危険箇所に表示等を行うことにより「見える化」の推進、安全な歩き方、作業方法、労働者が転ぶ危険を感じることの推進も図りましょう。
6月は重点取組期間です。チェックリストを活用した総点検を行いましょう。



適正な労働時間等の管理と自動車等走行管理

- 1 適正な労働時間等の管理と走行管理を行うとともに自動車運転者の改善基準を守って、十分な睡眠時間を確保しましょう。
- 2 乗務開始前に点呼を実施し、疾病・飲酒状況等の健康状態を確認しましょう。
- 3 自動車等運転者の疲労に配慮し十分な休憩時間を確保する走行計画としましょう。
- 4 交通安全情報マップの作成、交通危険予知訓練の実施等、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。
'交通労働災害防止のためのガイドライン'により、自動車、バイクによる交通労働災害を防止しましょう。



以上4つの重点のほか、特に重篤災害につながる労働災害の防止対策も併せお願いします。